

実 務 事 例

分類	給与諸手当	作成年月日	平成23年8月4日
表題	単身赴任手当額の変更について		
内容	<p>①事務処理内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年4月から単身赴任手当を受給していた職員の配偶者が、H23年4月1日に転居した。 ・「教育施設在学の子の養育」を理由に単身赴任手当を支給していたが、H23年4月から子どもさんと配偶者が同居ではなくなった。 <p>②問題点や苦勞したこと（間違いなどで指摘されたこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身赴任の理由が解消されたので、単身赴任手当が支給できなくなると思い、共同実施主任を通じて学校人事課に問い合わせた。 理由が変更されても、単身赴任をしているという状況が変わらないので、手当は支給できるとの回答であった。 <p>③実際やったこと、工夫したこと（訂正したこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の転居後の世帯全員の住民票を取得してもらった。 ・現配偶者宅から職員宅、学校までの経路を調べた。 ・単身赴任手当の再認定を行った。結果、支給額が変更（増額）された。 ・前配偶者宅に係る住居手当も支給されていたため、停止の処理を行った。（借家から親元居住者に変更） 		
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・単身赴任届及び単身赴任手当認定簿 		
感想	<p>単身赴任の理由がなくなったので、てっきり手当が停止されると思い込んでいた。いろいろ調べたが、まったく事例がなくて困った。</p>		

※分類は、給与諸手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等